

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q & A

家庭の節電マネジメント
(デマンドレスポンス) 事業

令和4年8月1日

目次

1. 本事業の実施体制・実施期間について	2
2. 助成対象事業について	3
3. 助成対象経費について	5
4. 助成事業の公表について	8
5. 助成対象事業者による報告等について	9
注：改訂履歴	10

1. 本事業の実施体制・実施期間について

Q. 101

電気事業者が実施する節電キャンペーンは、通年または都節電推進期間をまたいで実施することも可能ですか？

A. 101

助成対象事業者で実施する節電キャンペーンについては、通年または都節電推進期間をまたいで実施することも可能です。

ただし、どちらの場合であっても都節電推進期間の夏と冬それぞれにおいて、5日以上の節電要請及び節電を達成した需要家への上乗せポイント付与を実施することが必要です。

Q. 102

電気事業者とアグリゲータなど複数社で共同申請することは可能ですか？

A. 102

本事業においては、小売電気事業者又は一般送配電事業者のみ申請者となることができ、共同申請は想定しておりません。

電気事業者がアグリゲータ等と連携して節電キャンペーンを実施する場合は、それぞれの役割について、第2号様式の体制表に記載してください。

2. 助成対象事業について

Q. 201

「節電の時間帯」を需要家に周知するタイミングにルールはありますか？

A. 201

需要家に周知するタイミングは、前日又は当日の数時間前などタイムリーに行っていただくことを想定しております。

また、「節電の時間帯」は、電力のひっ迫状況や電力需給予測等を踏まえ、その時々に応じた時間帯を設定することを想定しています。

終日や、連日固定した●時から●時など、電力ひっ迫状況等を踏まえない設定は想定していません。

【参考】電気料金型デマンドリスポンスではなく、インセンティブ型デマンドリスポンスを想定しています（下ページ参照）。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/dr.html

Q. 202

汎用性のあるポイントとはどのようなものが想定されていますか？

A. 202

単独の店舗や企業でしか使えないポイントとは違い、共通ポイントサービスに加盟している幅広い店舗や企業で利用できるポイントを想定しています。

Q. 203

契約者と使用者が異なる場合でも上乗せポイント付与の対象になりますか？

A. 203

需要家の受電点が都内にあれば、上乗せポイント付与の対象です。

Q. 204

節電キャンペーン期間中に他道府県から東京都へ転入・転出があった場合、受電点が都内にあるかを確認する基準日はどのように考えればよいでしょうか？

あわせて、再エネ100%契約であるかを確認する日はどのように考えればよいでしょうか？

A. 204

電気事業者において、節電キャンペーン期間内の基準日又はその考え方を予め設定し、需要家に事前に周知している場合は、それに基づきご対応ください。（都で基準日は設

定しません。)

Q. 205

節電キャンペーンを数か月間連続した期間で設定し、まとめて一定期間節電を要請した場合は、この要請をもって5日以上の節電要請とみなすことはできますか？

A. 205

上記 201 にある「節電の時間帯」に該当しないため、5日以上の節電要請には当たりません。

Q. 206

自社独自の取組として、節電要請に応じた需要家に対してポイント付与を行うことは可能ですか？

A. 206

本事業とは別に、自社の負担でポイント付与を行うことは可能です。その場合、都事業によるポイントを上乗せして付与いただくこととなります。

Q. 207

国や他の地方公共団体が同様の節電ポイント事業を実施する場合、都の制度と併用できますか？

A. 207

本事業では併用可能です。類似制度において、国や地方公共団体から需要家にポイントが付与される場合は、これとは別に上乗せポイントを付与してください。

Q. 208

高圧一括受電した電気をマンション住民に低圧で電気を販売している場合、本事業の助成対象事業者となりますか？

A. 208

助成対象事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者であって、当該敷地の受電点で低圧で販売している場合が対象であり、高圧一括で受電し、敷地内で住民に低圧に変換して販売する場合は対象外です。

3. 助成対象経費について

Q. 301

ソフトウェア及びクラウド利用等を外注した場合、その事業者を途中で変更することは可能ですか？

A. 301

交付申請時に見積りをした外注先を変更することはできません。

ただし、事業期間の令和4年から6年までの間、同一の外注先とすることは補助要件としておらず、申請時に前回までと異なる外注先にすることは可能です。

Q. 302

システム構築等の外注先は、複数社に分けることは可能ですか？

A. 302

申請の段階から複数社の委託で申請・審査を受けていれば複数社に委託することも可能です。申請時に提出する仕様書、見積書については全ての外注先の分を添付してください。

Q. 303

省エネ機器への変更や、外出を促すことで節電に導く場合、それらの取組誘導に必要な設備やシステム構築にかかる経費も助成対象となりますか？

A. 303

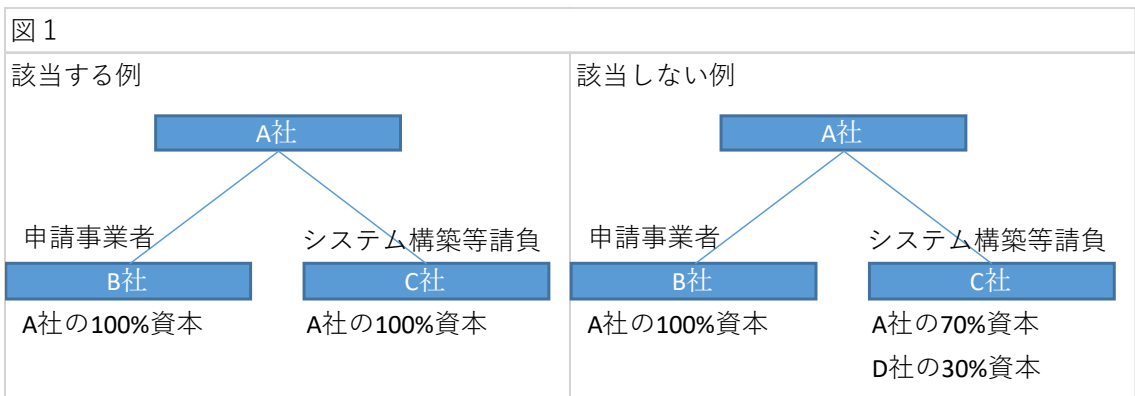
補助対象は、本事業を実施するために最低限必要な経費に限っており、取組誘導にかかる経費については助成対象外です。

Q. 304

利益等排除の対象となる場合の「100%同一の資本に属するグループ企業」は、具体的にはどのような場合ですか？

A. 304

以下の関係にある場合、100%同一の資本に属するグループ企業に該当します。(図1)



Q. 305

助成金については東京都で低圧 1 地点でも供給しており、他条件を網羅していれば「イ システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費」「ウ ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費」の上限額まで 交付対象となるのか、それとも都内低圧需要家数や節電キャンペーン参加見込数等により助成の上限額も変わるのか、その考え方の目安を教えてください。

A. 305

補助対象は、本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費としています。

システム構築等にかかる経費は、需要家数に応じて増減するものと認識しており、供給地点数が少ない場合、上限額に達することは想定していません。

電気事業者は、以下のシステム構築等にかかる経費の上限目安を参考に、経費を精査し申請してください。

なお、経費の考え方やその根拠等の申請内容に疑義が生じた場合、社会通念上不適切であるかの確認を厳正に行うため、審査が標準処理期間より長くなる場合があることにご留意ください。

【上限の目安額】

システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費	助成対象事業者が本助成金に係る交付申請日時点で低圧において電気を販売する契約を締結している都内の需要家数（以下「契約需要家数」という。）に250円※を乗じて算出した金額に相当する額（最大2,500万円） ※2,500万円÷10万件(需要家数)
ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費	契約需要家数に360円※※を乗じて算出した金額に相当する額（最大3,600万円）。ただし、令和4年度において実施する助成対象事業に要する経費にあつては、150円※※※を乗じて算出した金額に相当する額（最大1,500万円） ※※3,600万円÷10万件(需要家数)、※※※1,500万円÷10万件(需要家数)

4. 助成事業の公表について

Q. 401

東京都からの上乗せポイントがあることについての周知は、メールのみでも良いのでしょうか？

A. 401

本事業の対象となる方に確実に周知でき、都が証拠書類として認める方法であれば、その手法は問いません。

Q. 402

すでに電気事業者が独自に実施しているキャンペーンに参加している需要家に対し、改めて、本事業への参加登録をしてもらう必要はありますか？

A. 402

電気事業者独自のキャンペーンに参加している需要家に対し、追加の参加登録なしに本事業にも参加できることを周知している場合は、改めて参加登録をしないことも可能です。

Q. 403

自社独自で先行してキャンペーンを実施し、すでに利用規約がある場合、本事業を実施するにあたって、キャンペーンの利用規約を変える必要はありますか？

A. 403

需要家に対して、確実に本事業の内容を周知できる方法であれば、利用規約の改正によらないことも可能です。

5. 助成対象事業者による報告等について

Q. 501

東京都事業について需要家に周知した証拠書類として、どのようなものを完了届に添付すればよいでしょうか？

A. 501

周知した証拠の例として、HP の場合は URL と PDF を、メールや LINE、アプリ等の場合は画面キャプチャ（個人情報を除く）を、パンフレットの場合は PDF を添付してください。

注：改訂履歴

公開年月日 改訂内容

2022 年 7 月 15 日 初版公開

2022 年 7 月 20 日 Q. 208 追加

2022 年 8 月 1 日 Q. 305 追加

※ 7 月 20 日公表したのから修正しております。